**第二条**　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第二十九条第一項第一号の主務省令で定める者）<br>**第九条の二**　法第二十九条第一項第一号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により第一種フロン類充塡回収業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 | （新設） |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二十五号）の施行の日（附則第三条において「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条の改正規定は、令和元年十二月十四日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令による改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（次条において「新規則」という。）第五十二条及び第五十三条の規定は、令和三年度以降に行う当該各条に規定する報告について適用し、令和二年度に行う報告については、なお従前の例による。

**第三条**　新規則第九十四条の規定によって行うべき表示は、施行日から六月を経過する日までは、なお従前の例による。